

## 第1章 総 則

### 目 的

県民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる生活の場において、生涯を通して、健やかに心豊かでいきいきと暮らすことのできる地域社会の実現（以下「健康長寿県やまがたの実現」という。）に向けた取組みに関し、

- ①基本理念を定め、
- ②県の責務と、県民、事業者、健康づくり関係者(医療機関、医師会・歯科医師会等の保健医療関係の職能団体、保険者、その他健康づくりの推進に関する活動を行う者)の役割を明らかにし、
- ③県の施策の基本的な事項を定めることにより、

県民総参加で健康長寿県やまがたの実現を図り、もって活力ある地域社会の維持向上に寄与することを目的とする。

### 基本理念

- 健康長寿県やまがたの実現に向け、**県民一人ひとりが健康づくりの重要性を理解し、自らの心身の状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むこと。**
- 健康長寿県やまがたの実現に向け、県、市町村、事業者、健康づくり関係者など**地域社会の構成員が、相互に連携協力することにより県民の健康づくりに必要な支援や社会環境の整備に取り組むこと。**

### 健康づくりの定義

- 疾病又は障がいの有無にかかわらず、健やかで心豊かに生活するため、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善等により、自らの健康を管理すること

### 責務・役割

- **県民の役割**
  - ・自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践
  - ・健康づくりに関する情報の収集
  - ・県及び市町村の施策への協力
- **事業者の役割**
  - ・職場での健康づくりを行いやすい環境の整備（健康経営）
  - ・県及び市町村の施策への協力
- **健康づくり関係者の役割**（医療機関、医師会・歯科医師会等保健医療関係の職能団体、医療保険者、外食産業等）
  - ・県民に対して健康づくりに関する十分な情報・機会の提供
  - ・県及び市町村の施策への協力
- **県の責務・役割**
  - ・健康長寿やまがたの実現に向けた施策を策定、実施
  - ・調査実施、優良事例顕彰、財政上の措置
- **県と市町村との連携**
  - ・県は、市町村に対して、健康長寿県やまがたの実現に必要なときは協力を求め、市町村と連携した施策を実施

## 第2章 基本的施策

### 〔施策推進の視点〕

山形らしさを活かし、楽しみながら取り組む健康づくりの推進

例) 四季折々の豊かな食材を活かしたバランスのとれた食生活の推進、山形の豊かな自然を活かしたウォーキング・スキー・雪遊び等による運動習慣の定着、県内各地に豊富に湧き出る温泉や森林セラピーを活用した心身の癒し等による健康づくりの推進

### (1) 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療

- ・健康診断や特定健康診査（メタボ健診）等の受診の推進
- ・検査結果に従った適切な保健指導や精密検査、治療の受診の理解促進

### (2) 健康を支える望ましい食生活の推進

- ・健康づくりの基本となる食習慣形成の推進
- ・野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少をはじめとする食生活の改善の推進

### (3) 身体活動・運動の促進

- ・県民の運動等の身体活動の増加を促進

### (4) 飲酒及び喫煙が健康に及ぼす影響の周知啓発

- ・生活習慣病のリスクを高める飲酒量の周知啓発
- ・喫煙が健康に及ぼす影響についての周知啓発

### (5) 休養、こころの健康の保持

- ・休養、心の健康の保持に関する普及啓発等の推進

## 第3章 基金の設置

### (1) 基金の設置

県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため、「健康長寿県やまがた推進基金（仮称）」を設置する。

### (2) 積立額

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。  
※寄付を前提として考えているもの。

### 今後のスケジュール

